令和８年度第２回小櫃･上総地区公民館運営審議会会議録

１　会議名称　　令和８年度第２回小櫃・上総地区公民館運営審議会

２　開催日時　　令和８年９月８日（火）
　　１４時３０分から１７時００分まで

３　開催場所　　君津市上総公民館　多目的ホール

４　出席委員　【小櫃地区選出】丸山副委員長、酒向委員、三橋委員、本忠委員
　　【上総地区選出】石井委員長、大野委員、緒形委員、田中委員
　　事務局　【小櫃公民館】藤平館長、會澤副主査、島津主事
　　【上総公民館】森本館長、今井公民館主事、池田主事
　　【生涯学習文化課】布施副課長、小林副主幹、笹本副主幹

５　欠席者　　安達主事

６　傍聴人　　なし

７　会議概要　　下記のとおり

１　開会（進行　今井公民館主事）

２　公民館長あいさつ（森本館長）

３　議題

【今井公民館主事】
　それではこれから、審議に入るわけでございますが、君津市公民館規則第１２条第３項の規定により、議長は委員長が行うこととなっておりますので、これ以降の進行を石井委員長と交代させていただきます。
　石井委員長よろしくお願いいたします。

【石井委員長】
　さっそく議事に入らせていただきます。
　では、議題（１）公民館の使用料金について事務局の説明を求めます。

【小林副主幹】
＊資料１－１「公民館の使用料金について（検討状況）」（Ｐ１～２）及び資料１－２「公民館の使用料金について（第１回公運審意見）」（Ｐ３～４）に基づいて説明。

【石井委員長】
　ただいま事務局の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
　説明の内容としては使用料金徴収の考え方及び今年度第１回審議会の説明を受けたうえで、各地区の審議会で出された意見となります。ご意見をよろしくお願いいたします。
　でははじめに私からよろしいでしょうか。
　資料の「３　使用料減額・免除の考え方について」の「②　国県市町村等の官公庁、公立学校等の申請による使用で、使用者に君津市民が対象に含まれるもの。または使用内容が君津市・君津市民に直接関連が深いもの」とありますが、具体的にはどのような団体が含まれているのでしょうか。

【小林副主幹】
　国・県・市町村等の官公庁については、ほかの自治体や県が使うような場合を想定しています。
　また、公立学校などの申請による使用で使用者に君津市民が対象に含まれるものについては、先生方の研修で君津市民の方が含まれるものなどを想定しています。

【石井委員長】
　ありがとうございます。ほかに何かご意見はありますか。

【大野委員】

減免について、使用料金を全額免除するのか、それとも使用する目的や内容によって２分の１にするような考えもあるわけなのですが、どのようなことを想定しているのでしょうか。

【小林副主幹】
県内を見てみると半額の減免を実施している自治体もありますので、そのあたりの状況を踏まえて、どのように位置づけるのか、全額免除とするのか、半額を免除するのかということを含めて考えていければと思います。

【三橋委員】
ご説明いただいた減免の対象について皆さんにご意見を伺いたいのですが、小櫃地域では、地域づくり協議会や学校運営協議会などをやっていて、地域のこれから先のこと、子どもたちのことを考えていこうという取り組みを市や教育委員会で進められていると思います。
そのなかで話し合いの場として公民館の施設をお借りして進めていくということが想定されます。総会や役員会議等は公的なものとして減免される代表的なものだと思うのですが、その下部組織が話し合いなどで公民館を利用する時にも減免が適用されるのかが気になります。
一つの例ですが、小櫃地区の課題として子どもたちの体力が落ちてきているということが、学校運営協議会や小櫃の元気な子どもを育てる会でも問題として取り上げられていて、学校だけでなく地域でもこの問題に対して話し合いが行われています。
地域でこの問題について実際に受け持つところは、市体育協会の小櫃支部になるかと思うのですが、体育協会やその下部組織が会議を行うために公民館を利用した時に、減免の対象にならないというようなことが出てきてしまうのではないかということが懸念されます。
公民館を使って市の施策として地域づくり協議会や学校運営協議会を進めていく一方で、下部組織が公民館を使用する際に減免の対象とならないと混乱が生じてしまうので、そのようなことに対してある程度考えをまとめておく必要があると思います。

【小林副主幹】
減免の対象を決めていくにあたり、皆さんの意見をお一人ずつ伺えればと考えております。
参考までに小糸・清和地区公民館運営審議会の場では、例えば小糸婦人会の会合や役員会は無料でよいと思うが、婦人会の手芸クラブや卓球会などは有料でよいのではという意見もいただいております。
そのような意見も踏まえて皆さんのご意見を伺えればと思っております。

【酒向委員】
料金算定の考え方についてのところで一つ気になることがあります。市内８公民館の光熱水費相当額が約３，６００万円であり、本来なら生涯学び続ける社会づくりのために公民館が果たす役割として、場所の提供というところが大きいので、無料に越したことはないというのはもちろんだと思いますが、今のご時世にある程度利用者負担が生じるのは仕方のないことなのかと思います。

料金算定の考え方の中で心配に思ったことは、部屋の広さごとに使用料金が決まるというお話があったかと思いますが、そうなると例えば５人しかいないけど、公民館によって小さい部屋がなく、大きい部屋しかなければすごくお金がかかるのにその部屋を借りるしかないわけです。

生涯学習交流センターのようにいろいろな大きさのお部屋があれば、少人数での利用なら小さい部屋を利用するということになると思いますが、地域によってすごく差が出てしまうのではないかと思います。広さによって金額を変えるというのは少し検討していただければと思います。

例えば、少人数で公民館を使用する時に１番小さい部屋が借りられなかった場合、大きい部屋を借りざるを得ないと思うのですが、その時に大きい部屋の使用料金を利用者が払わないといけないのは、借りる人の責任ではないと思うので、この部屋ごとの広さで使用料金を決定するというのは少し考えていかないといけないと思います。

また、清和公民館は少人数で利用する小さい部屋が少なく、大きい部屋がたくさんあるイメージなのですが、少人数で使いたい時に小さい部屋が利用できないがために大きい部屋を借りて高い使用料金を払わなければならなくなってしまうのではないかということが想定されるので、料金算定の考え方について検討していただければと思いますし、私の理解に誤りがあれば訂正していただければと思います。

減免に関していえば、先ほど三橋委員からもありましたが、子どもたちのためにやっていただいている行事が公民館にはたくさんあります。子どもたちのためにやってくださっている行事の時に、子どもたちが使用料金を持ち寄ることにならないように、子どもたちのためにやっていただけるものは減免対象になればありがたいと思います。

【笹本副主幹】

ただ今、酒向委員からいただいたご意見について、まずは料金算定の考え方について回答させていただきます。

単刀直入に言うと、使用料金は部屋の大きさによって変わります。

ただ先ほどおっしゃったようなケースも確かに想定されますので、現在検討段階にありますが、ご意見を十分踏まえて進めていければと思います。

また、使用料金については、ある程度幅を持たせたいと思いますけれども、１０人から２０人程度収容できる会議室と大人数の利用するホールですと使用料金が変わってくるかと思います。

そのほか、調理室についてはガスや水道等を利用するため、使用料金が変わるということを考えております。

市では、本来は人件費も含めた経費の一定の割合をもとに使用料金を徴収するということが財政部局で設定されているのですが、私ども教育委員会、生涯学習文化課としては、あくまで学校と同様の教育機関と考えておりますので、人件費や修繕費、減価償却費などは料金の算定の根拠に入れるべきではないということで財政部局と協議し、あくまで実費負担という考えの中の３，６００万円という光熱水費をベースに使用料金を算定しています。

貸出対象の面積は施設によって異なりますが、全体で平均約４０％で、部屋の面積の割合をもとに光熱水費相当額として使用料金を算出できればと考えています。

部屋が空いていないから広い部屋を使わなければならない、広い部屋だから使用料金が高いという問題については、料金算定の中で検討していきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

【酒向委員】
もう１点よろしいですか。今日も１階のフリースペースで高校生たちが勉強していたのですが、子どもたちが勉強できる場として、そのようなスペースがあれば大変ありがたいなと思います。

【石井委員長】
廊下で子どもたちが勉強したり、語り合ったりしているフリースペースや卓球台などについては占有しているわけではないので、また別だと思います。
減免について、先ほど話のあった市から委嘱されている団体の総会等については減免でよいと思いますけど、その下部組織となる団体等で使われるものについて、徴収はしてもよいのかではないかと思いました。
また、市が委嘱している団体はたくさんありますので、そのような団体が使う場合はすべて減免にしてしまうと、事務負担もかえって大変なのだと思いますし、公民館や教育委員会のものが優先ではないかと私は考えました。

【三橋委員】
もう１点よろしいでしょうか。
資料１－１の「３　使用料減額・免除の考え方について」のところで基本的にすべての使用団体に使用料金を負担していただくということでこれから進めていく中で、自分たちで活動しているサークルや団体などが使用料金徴収の対象になるということを全面的に押し出して説明する必要があると思います。
というのも、今、子どもたちが遊ぶ場所や集まれる場所がなくなっていて、どこかで集まって勉強したい子が家ではできないけど、公民館に行って宿題を友達と一緒にやろうという子どもたちもいたりして、そのような人たちが公民館を利用し始めています。
また、小櫃の公民館は新しく建て替えをする際には、みんなが少し立ち寄って、雑談したりできるようにという要望が地域から出されていましたよね。
そのようなことが考えられているのに、基本的にすべての団体が有料で使用するということになると、公民館が地域の人たちにとって利用しづらい場所になってしまうと思います。
これから新しい公民館をみんなで考えようとして言った意見と相反する部分が出てきてしまうので、そのあたりは注意する必要があると思い、意見として述べさせていただきます。

【石井委員長】
ありがとうございます。
ほかの委員の皆様からもご意見をいただければと思います。

【丸山副委員長】

まず有料化は決定事項なんだというのが第一印象です。
先日、周西公民館で研修会を受けた時に、成田市で有料化を一時停止にされたということを聞いてこのまま市の言いなりで良いのかと思うところがあったのですが、有料化の方向で粛々と進んでいるのだなというところをこの資料を見て思ったところです。
公民館によっては、同じような大きさの部屋でも、使用料金が少し違っていたりすると少し混乱するのではないかと思いました。
減免については、私自身も日赤奉仕団の里の家、社会福祉協議会のスマイルサロン、個人的にお友達と楽しむサークルとしてヨガと手芸など普段いろいろと公民館を使っていますが、内容によっては減免またはお金を払わなければならないとなると、いろいろ混乱することが想定されます。考え方を本当に切り替えないといけないというか、今まで無料だったからそれが当たり前でしょうという時代ではないのだなということは思いました。
また、使用料金がかかるとなると、利用者の方も面倒になるところが出てきて、ある程度高齢化が進んでいてサークルの人数が減ってきている中、今後も頑張って活動を継続していこう、少ない人数でもやろうと言っているサークルの方たちの思いを削いでしまうのではないかということを個人的には心配しています。
公民館を使っている人と使っていない人だと全く関心の高さが違うので、今までは社会教育ということで無料で利用ができて本当にありがたかったのだなといろいろな思いがあるところです。

【緒形委員】
資料１－１の「１　各審議会の意見から」のところですが、公共、準公共団体の使用には減免があるべきと記載があるのですがどういう立場の方が対象になるのでしょうか。
また「２　料金算定の考え方について」のところで丸山委員から話がありましたが、私もフラダンスのサークルをやっているのですが、いつも上総公民館の多目的ホールを使わせていただいています。
サークルの人数は５～６人ぐらいしかいないのですが、上総の多目的ホールは鏡があり、またステージもあって練習に適しているのですが、広い部屋になるので少人数で使うとなると負担が大きいと思いました。

【田中委員】
使用料金につきましては、近隣の各市が早くから使用料金をいただいていて、君津市は無料だったということを知り、前の会議の時に驚いた次第でありますけれども、利用者の過度な負担にならないようにということを先ほどおっしゃっていましたので、そのような料金設定をしていただいて、各サークル、また地域の団体が使用する場には使用料金をいただいても致し方ないと思います。
減免の考え方ですが、公民館が主催している事業がたくさんありますよね。文化祭の時の会議や総会、利用者連絡協議会、また高齢者学級など様々な事業をやっておりますが、そういった時には使用料金はいただかないということでよろしいですね。

【大野委員】

使用料金を徴収することの議論を進めておりますが、私個人としては、何らかの徴収をするというのは納得しております。
ただ、公民館を利用する個人や団体が使用料金を支払うことは納得できるように、支払っても引き続き団体の活動ができるように、使用料金を徴収することで回数が減ったりせず活発な活動ができるように維持できればよろしいのではないかと思います。
また、使用料金は君津市の全公民館で同じ考え方でよいと思います。例えば、活動が多いと、その団体は多く払うことになりますので、そういう時は少し回数に応じて減らすとか、何らか対応を講じてくれると良いと思います。使用料金を支払うとなると利用者との間にトラブルが生じることも使用料金を徴収しない場合と比べて、多くなることが想定されます。例えば、スムーズに使用料金を支払えるように、この部屋は１時間いくらの使用料金がかかるということを事前に周知するなど、実態に即した運用をあらかじめ決めておく必要があると思いました。

【丸山副委員長】
減免に関して、先日周西公民館で行った合同研修会のグループミーティングの時間に、同じグループの中に富津市で絵画のサークルをやっている方と１００歳体操をやっている方がいて、そのお二人は利用する際減免になるとおっしゃっていたかと思います。

【本忠委員】
意外と富津市は使用料金をもらうと言いつつも減免対象が多いというお話をしていたと思います。

【丸山副委員長】
私たちはもう君津市以外の公民館は使用料金を徴収していると聞いていたので、使用料金を徴収するのは仕方がないと思っていましたが、今後、どのような基準で減免となるのかわかりませんが、市によってはサークルでも減免で利用しているという話を聞いたので、先ほど事務局の案として提案いただいたものを鵜呑みにするのではなく、その減免の対象がもしかしたら提案していただいたものより少し緩く広くなるのではないかと思いました。
ただ、どこに線を引けば良いのかが難しいと思いました。

【本忠委員】
参考資料の中に見えてこない減免の人や団体があるのではないかと思いました。
現在、保育園から中学校まで絵本の読み聞かせのボランティアをしています。市からはっきり委嘱とか委託されている形ではないのですが、始まりがスクールボランティアということで、そのあたりはどのように考えたら良いのかと疑問に思いました。
また、絵本を選ぶ際に、季節ごとに公民館を使用しているのですが、それに参加するのは大体決まって４、５人程度で今のところ固定されてしまっているのですけれども、毎回毎回その人たちで負担するということになると、ボランティアでやっているので、お金を払わなければならないということになればそれはそれで仕方がないのですが、少し引っかかることが起きてくるのではないかと思いました。

【酒向委員】

減免の対象についていろいろ話があって、どこに線を引くのかがやはりすごく難しいなと感じました。
先ほどお話しした部屋の大きさのことですが、小会議室とか中会議室が大会議室などざっくりとした区分けで使用料金を徴収すると思うのですが、Ａ公民館には中会議室ぐらいの広さの部屋しかないとすると、その地域の人たちは中会議室のお金を払うしかなく、小会議室のお金を払うという余地はなくなってしまうと思います。
しかし、別の公民館では小中大様々な大きさの部屋があれば、小会議室や大会議室も使う選択肢があることになるので、その線引きを公民館ごとに少し緩やかにして、地区ごと損得や差が生じないようにすると良いのではないかと思いました。

【石井委員長】
委員の皆さんも意見をいろいろと出していただいたかと思います。
使用料金を徴収するということは公民館活動について言えば逆行しているのではないかというのが主ですよね。
今まで使用料金を徴収しない形でも稼働率が低いわけですから、稼働率を高めるためにも本当は無料が良いのですが、そのあたりは時代の流れもありますから意見として述べさせていただきます。
部屋の料金算定についても、先ほど出た意見を踏まえて、今後全体像が見えてくると思いますので、これからよろしくお願いしたいと思います。

【笹本副主幹】
いろいろとご意見いただきましてありがとうございます。
いくつかご質問がありましたので、具体的に何点かこの場で回答できればと思いまして発言の機会をいただきました。
先ほど酒向委員のおっしゃっていた、例えば小櫃公民館ではこの規模の部屋しかないから、例えば毎回１，０００円ぐらいの使用料金を支払わなければいけないけれども、別の公民館に行ってみると小さい部屋が結構あるので、向こうで会議をやれば安いのに、余分に使用料金がかかってしまうということですね。それについては私たちも各公民館の部屋ごとの面積をすべてデータ化し、各使用料金相応の部屋はそれぞれの公民館で用意しております。各施設によって多い少ないはありますが、例えば生涯学習交流センターはこぢんまりとした部屋が多いですけど、ほかのところだとこのぐらいの部屋が２部屋しかないから、利用が立て込んだりすると、やはり広い部屋を使わざるを得ないというのは生じてしまうのですが、それぞれの地域に各大きさの部屋は用意しております。
先ほど丸山委員がおっしゃっていた、使用料金を徴収することで決まってしまったのかという話ですが、私も先日、周西公民館の合同研修会に参加させていただいたのですけど、あくまで私たちはこういった提案をさせていただいて、ご意見いただきたいと思っています。だからこそ今、小櫃公民館の會澤副主査も減免について検討するまさに中心人物となってやっているのですけど、そういった職員も地元にいますので、いろいろ直接意見を言っていただければという面もありますし、あくまで私たちはこのように考えていますけれど、今回の公民館運営審議会が今年４回あるうちの第２回目なので、この会議の後でも各公民館の事務局にご意見等ございましたら、この後でも別の機会でも、ぜひいただければと思います。
料金徴収、料金設定に向けていろいろ動いている中でありますけど、今後も皆さんに

は忌憚のない意見として、ゼロベースでこう考えるとか、今後光熱費も上がっていくので使用料金を徴収するような仕組みを作っておかないといけないのではないかとか、両面のご意見をこの審議会以降でもいただきたいと思いますので、改めてお願いさせていただく、と言うことでお話しさせていただきました。

【三橋委員】
今の説明の中で減免の申請についてですが、これは、申請の手続きをするということになると、使用料金の徴収事務に加えて公民館の職員に申請の承認事務が出てきてそれも大変ではないかと思います。

【笹本副主幹】
使用料金を徴収して領収書を出すという以上に、減免の手続きは、お互いに大変です。そこをいかに簡素化していくのかというのもあるのですが、基本的に教育委員会だけでなくて、いろいろな市の施設がありますけれども、減免の場合は減免申請して許可するというのがごく一般的な流れなので、減免するのはよいが事務の負担がかかるということは認識しています。

【三橋委員】
もし、学校が申請するとなると、学校の先生がおそらく申請書を作るので、それは相手方の負担が増えるということも頭に入れつつ検討しなければなりませんよね。
申請して承認するという手続きは手間もかかり、結構大変なのでそのあたりも含めて検討していただければと思います。

【布施副課長】
いろいろといただいたご意見の中で、私たちもいろいろ考えているのが、まず先ほど丸山委員が、もう使用料金徴収は決まっているということで進んでいるのかということでおっしゃっていただいたのですけれども、手続き的には最終的に議会で決まることですので、まだ決まっているということではありません。
ただ、これはどの自治体もそうですけれども、議会に諮るまでに、このような形でいろいろ準備を進めていくというプロセスに沿って動いております。
ただ、いずれにしても事務としては、準備は進めていかなければならないという状況でございます。
先ほど石井委員長がおっしゃった通り、まさに相反する様々な問題の中で、どうやってそれを現実的な流れの中に落としていくかが最大の課題になっていまして、今日お示しした減免の例は、これはあくまでも現段階で想定し得る、おそらくどなたが見てもこれは減免せざるを得ないといったものが並んでいる状況です。
それ以外の部分が非常に悩ましいところで、当然きめ細かな減免が必要だというご意見もあります。
そうすると、きめ細かくすればするほど、実際それをどうやって運用の段階で判断していくのかという事務の流れがとても煩雑になるという一面がございます。ではなるべく減免が多い方が良いのではないか、もう無料で全部してしまった方が良いのではないかといった場合、現在かかっている経費をどのように担保していくのかという問題が出てきてしまうという、そういった相反する２つの問題の中で、まさにどこに線引きをす

るかというところで、私たちもいろいろと努力をしているところですので、その点で皆さんからもぜひご意見をいただきたいということと、また、肌感覚のご意見ももちろん大事なのですけれども、やはりここは大所高所に立ったところで、今の状況下、もちろんどの部分で線引きをしても何らかの課題は残ってしまうのですが、将来につないでいくために理解度が高まる線引きの仕方、このあたりについてまた引き続き委員の皆さんからご意見をいただきたいと考えております。
先ほど、公民館の理念からすると逆行しているのではないかといったこともありました。公民館というのがなるべく広く開かれるように、しかしそこで現実的な経費がかかっているという、そのあたりのバランスをどこで区切るかというところで、また引き続きご意見をお寄せいただきたいと思います。
以上です。ありがとうございました。

【石井委員長】
議題（１）公民館の使用料金についての議事をここで終わらせていただきます。ありがとうございました。

【石井委員長】
それでは議題（２）令和８年度事業中間報告（４月～８月）について事務局の説明を求めます。

【藤平館長】
＊資料２－１「令和８年度小櫃公民館事業中間報告（４月～８月）」（Ｐ６～８）及びスライドに基づいて説明。

【森本館長】
＊資料２－２「令和８年度上総公民館事業中間報告（４月～８月）」（Ｐ９～１１）及びスライドに基づいて説明。

【會澤副主査】
＊資料２－３「小櫃公民館・上総公民館の連携による事業実施について」（Ｐ１２～１３）に基づいて説明。

【石井委員長】
これから質疑を行います。今年度の事業の実施について中間報告をいただきましたので、質疑のある方はよろしくお願いいたします。
よろしいでしょうか。
それでは意見など無いようですので議題（２）令和８年度事業中間報告（４月～８月）についての議事を終わります。

【石井委員長】
議題（３）地域住民が主体の「地域づくり」を推進する公民館活動について事務局の説明を求めます。

【島津主事】
まずはじめに、本事業の概要を改めて振り返りますと、令和７年３月から地域づくり協議会設立準備会がスタートして、公民館、地域市民センター、地域づくり課が連携しながら支援を進めてまいりました。そして、今年の６月１１日に地域づくり団体「小櫃てらす」の設立総会が行われ、７月３日には君津市の地域づくり協議会として認定されました。
これまでも伴走支援は行っていたのですが、団体発足後も継続して支援を行っています。公民館としてどのように関わっていくのか。人づくりと関係づくり、２つの視点を柱としておりますので、それぞれについての動向を報告します。
まず、人づくりについてです。こちらは地域活動を行うメンバーに対して、日常的な相談対応や情報共有、事業の運営などの助言を行うことで、地域を支える人材育成につなげていくことを目指しています。６月１１日の設立総会後も、月に一度開催されている運営委員会や定期的に開催される全体会議などに職員が参加し、情報共有を行っています。
また、日常的に相談対応ができる関係性も築いています。「小櫃てらす」では５つの活動の柱があり、それに基づいたプロジェクトが企画されています。
２つ目の関係づくりについて報告します。地域づくり活動は中心メンバーだけでは継続が難しいこともあるため、公民館事業などを通して幅広い住民との接点を増やして、所属はしていないけれども関わりがある人を増やしていくことを目的としています。先ほどの中間事業報告と重なるところもあるのですが、４つの取り組みについて説明をします。
まず１つ目、趣味教養講座の「はじめてのさつまいも栽培講座」です。こちらは「小櫃てらす」でいうとお芋プロジェクトにつながる入り口として、５月８日に開催した講座です。講座には２１人が参加をし、その後５月１６日に行われたお芋プロジェクト苗植え付け体験には、講座の参加者から４名が参加しました。
また、今回の公民館のモデル事業として、「小櫃てらす」の農業・食文化の振興グループでは、「はじめてのたまねぎ栽培講座」を秋から冬にかけて開催する方向で検討が進められています。
２つ目は「小櫃のたまごをたのしむ教室」です。こちらは「小櫃てらす」が企画している「たまごフェスタ」に関連した取り組みです。「たまごフェスタ」については黄色いチラシをご覧ください。
公民館の講座では、卵をテーマに料理を作るだけではなく、生産者の話を聞くことで地域の産業や資源について知る機会としました。８月９日に開催した１回目はたまごサンドを作り、１８名が参加しました。８月２３日に開催した２回目はシフォンケーキを作りました。午前と午後で合わせて１６名が参加しました。
今回は講座の参加者がそのまま「たまごフェスタ」の出店につながるような形にはなりませんでしたが、「小櫃てらす」の活動を知ってもらうきっかけになったり、「たまごフェスタ」に行ってみたいという声もいただくことができました。
また、１１月に開催される小櫃地区文化祭でシフォンケーキの販売について公民館から持ちかけてみましたところ、興味があるという声もいただいております。今後もその方と話し合ったり、具体的な活動につなげていければ良いと考えています。
３つ目、「ニットカフェ」です。「小櫃てらす」の柱の一つである公民館の活用と新たなコミュニティづくりに寄与する取り組みとして、夏休みの「こどもひろば」の一つと

して子ども向けの編み物体験会を実施しました。「ニットカフェ」のメンバーには講師役として協力していただき、参加者に編み方を教えていただきました。
また、公民館の「快」善活動を行っている「ちょボラの会」という団体のメンバーから、夏休みの子どもたちにサークルを体験してもらいたいという声をいただきました。
こちらの意見についても「こどもひろば」の一つとして、４つのサークルに協力いただき、サークル体験会を実施しました。１つ目はみのり卓球で、７月２９日に実施をしましたが小学生の参加がありませんでした。２つ目は野の花を生ける会で ８月４日に実施し、小学生１名が参加しました。３つ目は虹の会で、８月１８日、小学生６人と保護者の４名が参加しました。４つ目はおびつピラティスサークルで８月１９日に実施し、小学生１名と保護者１名の参加がありました。
今回のサークル体験会では、「小櫃てらす」が目指しているサークルと子どもたちをつなげたいという考えがあったのですが、それを公民館が実践する形で実施しました。しかし、子どもたちのニーズが捉え切れず、全体として参加者が少ないという結果になってしまいました。ただ、取り組んでみて見えてきた課題もあったので、この課題を小櫃てらすと共有しながら、例えば子ども向けには新しい取り組みを考えたり、視点を変えて大人向けのサークル体験会をしたりなど、次の活動につなげていければと考えています。
最後４つ目は、「あそんべ食堂」の活動支援です。「あそんべ食堂」は、子どもから高齢者までが集える居場所づくりを目的としていて、毎月開催している活動です。運営や企画はボランティアの実行委員の皆さんが主体として行っております。公民館では「あそんべ食堂」の活動そのものに加えて、「小櫃てらす」の活動協力についても支援を行っています。
「あそんべ食堂」では、食事の提供だけではなくて、子どもたちの体験機会を広げるために食堂の開催に合わせて様々なイベントを開催しております。７月に行った「親子 de キャンプ体験会」は、先ほどの事業報告のとおりです。８月には小櫃地区ふるさと祭り実行委員会の方にも協力いただき、ふるさと祭りに向けた盆踊りの練習会を行いました。
また、この後１１月と年明けの２月には、このハナプロジェクト、「この（人の）ハナ（しを聞きたい）プロジェクト」と題して、地域の身近な大人の人からお仕事のお話を聞くイベントも企画されています。
なお、「小櫃てらす」のメンバーも食堂の運営や、イベントの実施に協力をしてくれている状況です。
最後になりますが、今回、地域の皆さんとそれぞれの取り組みを実施する中で、次の活動へつなげていくことはできました。ただ一方で、サークル体験会で子どものニーズを捉えることの難しさが出てくるなど、今後に向けた課題も見えてきました。
今後はさらに実践を重ねながら、地域の皆さんとのつながりを広げて関係づくりを進めるとともに、取り組みの成果や課題を次の活動に活かしていきたいと考えています。以上で説明を終わります。

【今井公民館主事】
続きまして、上総公民館モデル事業「上総の”山”と”歩く”を楽しむ教室」実施以降の取り組みについて説明いたします。資料の１６ページ、資料３－２と書かれている資料をご覧ください。

まず、モデル事業につきましては、令和７年度第４回審議会で報告をいたしましたが、本年２月１４日に実施し、定員いっぱいの２５名に参加いただきました。地区内外から広くご参加いただきました。

「２　成果と課題について」ですが、事業実施後少し時間空いてしまったのですが、５月２３日土曜日に共催しました「くるりボランティアガイドの会」ならびに「蓑会」の代表者と振り返り及び意見交換をいたしました。

成果と課題については、こちらに書かれているとおりでございます。

「３　今後の取り組みについて」ですが、両団体の課題として会員の増加を図ることや活動の担い手を増やすことによって、地域活性化の取り組みをより充実させていくということがあることが分かりましたので、今後の方向性について検討したところでございます。

第１回審議会で報告した内容から、また 一部変更がありましたので、そちらについて説明をさせていただきます。まず、 くるりボランティアガイドの会との連携ですが、こちらは先ほど小櫃公民館の會澤から説明がありましたが、ミニ展示にヒントを得ました。

第５４回上総地区文化祭の特別展示のテーマとしまして、この「上総の”山”と”歩く”を楽しむ教室」にて十数年にわたり歩いてきたいろいろな地点に里見氏とゆかりのある地点が多いことが今回振り返ってみて分かりましたので、このミニ展示をきっかけにしまして、文化祭の特別展示でも「上総の”山”と”歩く”を楽しむ教室の歩みと里見氏の足跡」ということで展示をして、過去の「上総の”山”と”歩く”を楽しむ教室」で巡った上総地区内の地点と里見氏の関連について展示をするということを考えております。

このことにより、上総地区内外の方にこのモデル事業であります「上総の”山”と”歩く”を楽しむ教室」の存在を周知をすることを考えております。

こちらの展示を見た方の反応などを参考にして、上総地区内、特にくるりボランティアガイドは久留里地区で活動していますので、久留里地区の特定の地点に焦点を当てて、詳しい方、関心のある方を集めたおしゃべり会とそちらを元にして、新たなルート探索をミニ講座として実施し、ボランティアガイドのルートを作成し、その作成したルートを新たなガイド活動に活用していただくということを考えております。

ボランティアガイドの会は、通常の活動が偶数月の第１土曜日に決まっているのですけども、１０月と１２月にはすでに予定が入っているとのことで、この取り組みの実際にその地区を歩いてみるというところを２月に実施できたら良いという話を今関係者の間でしているところでございます。

次に蓑会との連携についてですが、浅間山遊歩道はまだ立ち入り禁止という状況でこの講座を企画した時はまだ入れたのですが、途中で立ち入り禁止になり、現在もそれが続いてしまっているという状況です。

工事の状況については定期的に教育総務課に確認し、蓑会とも、環境整備や市民が主役のまちづくり事業の採択を受けてやっているものでございますので、代表者とは定期的に連絡して情報交換に努めているところです。

蓑会では、ほかにも向郷での道路の環境整備などの活動もされていますので、浅間山に入れるようになるのが一番なのですが、それ以外に道路環境整備等の活動に合わせた取り組みというものも提案をしているところでございまして、今後の動きについては、また情報交換を続けながら構想していくということで考えております。

意見のとりまとめについてですが、資料の３－３，３－４について皆さんからいただいた意見票について事務局がそれぞれとりまとめて、このようなご意見だったというと

ころをご説明するつもりでいたのですが、時間が押しておりますので、今日は意見票のまとめについては、事務局からの説明は割愛させていただきますので、資料をまたお読みいただいて、ご意見をいただければと思っております。議題（３）につきましての事務局からの説明は以上で終わらせていただきます。

【石井委員長】
今説明があったように資料３－３と３－４についてはこれを委員の皆さんが持ち帰って、これをご確認いただきたいと思います。
皆さんの出した意見ですので、これを参考にして３回目、４回目の公民館運営審議会を通して４回目に意見書を作り上げるという形で進みますので、もしもこれにまた意見等ありましたら、公民館に直接言う形でもよいですよね。

【今井公民館主事】
また公民館で調整させていただきますが、この意見票のまとめを受けて皆様からご意見をまた頂戴することを考えたいと思いますので、今日この場でご意見いただければと思っていたのですが、少しお時間がないので、何らかの形でご意見をいただくような方向を考えていきたいと思っています。
それを元にして、意見書のまとめに入っていくということで考えております。

【石井委員長】
意見票の内容とそれを踏まえたこの場での審議内容やご意見をもとに、公民館運営審議会としての意見をこれから取りまとめていく形になります。
完成させることになります意見書の内容を充実させるために、事務局の説明やほかの委員の意見を踏まえた追加の意見など、活発に発言していただきたいと思いますが、ここで全員から意見をいただいた方がよろしいでしょうか。

【今井公民館主事】
全員からいただくのは難しいと思いますので、もし今の時点でご発言いただける方がいましたらご発言いただきたいなと思います。

【田中委員】
すでに意見票は提出したのでそれをまとめてもらえれば良いのではないでしょうか。

【三橋委員】
次回に向けて、もしできれば小櫃公民館、上総公民館でそれぞれ取り組んできた中で意見を委員の皆さんから今回いただいているので、この意見を受けて、この先この事業をこのようにやっていくとか、このように自分たちで考えましたとか、これから先こういうイメージでやれると良いなど、そのようなものをまとめたものを私たちにもう一度フィードバックしていただければ、私たち委員も意見交換がしやすいのではないかと思います。意見票のまとめもかなりのボリュームがありますので、いきなりここで読んで意見を話し合うのは難しいので、そのような要望をしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【石井委員長】
　これについて、今度第３回があるわけですよね。そこで意見票を受けたうえでのフィードバックをしてもらって、それについてまたこちらも意見する形にしたいと思いますがいかがでしょうか。

【今井公民館主事】
　ただ今お話がありましたように、今回、意見票で意見を頂戴しておりますので、これを基に意見書の草稿という形でまとめていきたいと思っております。
　この意見票を今単純に集計したものが今日お示しした資料になっていますので、これを実際にきちんとまとめたものを第３回の会議の時にお示しをして、そこでまた改めて委員の皆様からご意見を頂戴して、最終的に意見書として第４回にご提出いただく前に郵送などの方法で最終確認をしていただき、第４回の審議会では、委員長から館長に宛てて意見書のご提出をいただくという流れで今のところ考えております。
　今日の資料をお持ち帰りいただいて、お読みいただいた中で何かあれば、何らかの形で事務局までご連絡をお願いします。

【石井委員長】
　委員の皆さん、第３回に向けてという形でよろしいでしょうか。また帰ってこれを読んでいただきたいと思います。ほかに何か意見はありますか。
　それでは、ほかにないようですので、議題（３）地域住民が主体の「地域づくり」を推進する公民館活動についての議事を終わります。
　以上をもちまして、議事がすべて終了いたしましたので、委員長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。